

発表項目 (行事名)	令和8年春の全国交通安全運動の実施について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○令和8年における道内の交通事故死者数は、2月末時点で9人と前年に比べ16人減少しているところです。</p> <p>○日高管内の交通死亡事故は、2月末時点で発生していないものの、交通事故は3件発生しており、今後も交通事故の防止に向けた取組が必要です。</p> <p>○令和8年春の交通安全運動を、4月6日(月)から15日(水)までの10日間実施します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 期間 令和8年4月6日(月)～15日(水)までの10日間</p> <p>2 運動の重点</p> <p>(1) 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保</p> <p>(2) 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上</p> <p>(3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底</p> <p>(4) 飲酒運転の根絶</p> <p>(5) スピードダウンと全席シートベルト着用の徹底</p> <p>3 日高振興局が実施(参加)する啓発等</p> <p>(1) 「旗の波」運動(管内一斉交通安全街頭啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日 時：4月6日(月) 14:00～14:30(雨天中止) ・場 所：浦河町役場庁舎前国道沿 ・実施機関：浦河町、浦河警察署、日高振興局ほか <p>(2) 「町民交通安全の日」町内一斉街頭啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日 時：4月15日(水) 7:30～8:15(雨天中止) ・場 所：浦河町内全域(日高振興局では浦河イン前国道沿で実施) ・実施機関：浦河町、町内自治会・事業所、日高振興局ほか <p>(3) 広報車啓発 広報車による管内全域での啓発を実施。</p> <p>4 上記のほか、管内7町でそれぞれ独自に啓発活動を実施します。</p>		
	参考		

報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	: (場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	日高振興局保健環境部環境生活課	環境生活課長	曾我 浩二
		道民生活係長	北浜 浩子
	電話 0146-22-9251 (直通)		

交通ルールを守って 交通事故ゼロへ!

通学路・生活道路における
こどもを始めとする
歩行者の安全確保

「ながらスマホ」の根絶や
歩行者優先等の
安全運転意識の向上

自転車・
特定小型原動機付自転車の
交通ルールの理解・遵守の徹底



令和8年4月6日(月)～4月15日(水)まで
春の全国交通安全運動



チャイルドシート
着用推進シンボルマーク
「カチャビョン」

4月10日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

内閣府交通安全
オフィシャルサイト



内閣府 北海道、北海道教育委員会、北海道警察、札幌市、市町村、公益社団法人 北海道交通安全推進委員会
一般財団法人 北海道交通安全協会、一般社団法人 北海道安全運転管理者協会

4月10日 金 は 「交通事故死 〇」 を目指す日」です

思いやり一つが、事故ゼロにつながる



1 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保



安全で安心な交通環境の実現

- 地域全体で通学路や生活道路における見守り活動を推進しましょう。
- 「ゾーン 30 プラス」の整備や通学路の点検など、人優先の安全・安心な通行空間を目指して対策を進めています。
- 令和8年9月1日から生活道路の法定速度が 30 km/h に引き下げられます。



歩行者も交通ルールを守ろう

- 「歩きスマホ」やイヤホンで音楽を聴きながらの歩行は注意力が散漫になり、車の接近や周囲の状況に気づくのが遅れるので大変危険です。
- 横断歩道がある場所では横断歩道を利用し、ドライバーに横断する意思をしっかりと伝えて安全を確認してから渡りましょう。



2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上



ながらスマホゼロ! 飲酒運転ゼロ! みんなで守る命!

- スマホやカーナビを操作しながらの運転は注意力を奪い、重大事故の原因になります。運転に集中しましょう。
- 飲酒運転やあおり運転は危険で悪質な犯罪です。わずかな飲酒でも判断力や注意力が鈍り、事故の危険が高まるため、飲酒後の運転は禁止です。



歩行者優先意識の徹底

- 横断歩道に歩行者がいないことが明らかな場合を除き、横断歩道の手前で停止できる速度で進まなければなりません。
- 横断歩行者がいる場合は必ず一時停止をして、歩行者に道を譲りましょう。



横断歩道では思いやりの心を忘れずに!



3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底



ヘルメット着用を徹底しよう!

- 自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際は、頭部を守るためヘルメットの着用が重要です。
- ヘルメットの正しい着用は命を守る第一歩であり、万が一の事故の際に被害を大きく減らす効果があります。



自転車や特定小型原動機付自転車に乗る前に、交通ルールを理解しよう

- 自転車、特定小型原動機付自転車は車両に分類されており、道路(車道)の左側の端に寄って通行することが原則です。
- 16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反に対して交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が適用されます。

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

春の全国交通安全運動

令和8年 4月6日(月) ~ 4月15日(水) まで